

高松市監査委員告示第23号

地方自治法第199条第1項，第2項および第4項の規定により監査を実施したので，その結果に関する報告および意見を，同条第9項および第10項の規定により，次のとおり公表します。

平成24年11月22日

高松市監査委員	吉田正己
同	山下稔
同	妻鹿常男
同	西岡章夫

平成24年度定期監査結果報告等について

第1 病院局定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成23年度および平成24年度に執行した事務について，次のとおり監査を実施した。

対		象	期 間
部	局	事 務	
病院局	市民病院事務局	平成23年度および	平成24年8月28日 から同年10月9日 まで
	総務課	平成24年4月1日	
	経営企画課	から同年8月27日	
	医事課	までの財務に関する	
	市民病院塩江分院事務局	事務の執行および経	
	市民病院附属 香川診療所事務局 新病院整備課	営に係る事業の管理	

※ 市民病院塩江分院事務局，市民病院附属香川診療所事務局については，本文中では，塩江分院事務局，香川診療所事務局と表記する。

## (2) 監査の方法

平成23年度および平成24年度の財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）および第15項（組織および運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

## (3) 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

## (4) 今回の監査で指摘した事項

### ア 発注簿の事務処理を適正にすべきもの

高松市病院局発注簿等財務処理要領第6項に規定する発注簿（物品購入用）には、発注日および兼命令処理日を正しく記入しなければならないが、市民病院事務局総務課の医師氏名札購入代、塩江分院事務局の給食用食器購入代および香川診療所事務局の請求領収書印刷代については、発注日等の記載がないものや、誤って表記されているものが見受けられたので、今後、同種の発注を行う場合には、同項の規定により適正に事務処理されたい。

（市民病院事務局総務課、塩江分院事務局、香川診療所事務局）

### イ 現金払に係る支出事務処理を適正にすべきもの

高松市会計規則第57条第4項では、管理者は、債主に対して現金により支払をするときは、債主から領収印を徴することとなっているが、市民病院事務局総務課および香川診療所事務局の現金払で支給された旅費等については、現金支給を受けた債権者から領収印を徴していないものが見受けられたので、今後は、適正に事務処理されたい。

(市民病院事務局総務課，香川診療所事務局)

ウ 適正な契約書を作成すべきもの

契約の締結に当たっては、高松市契約規則第20条の規定により、適正な契約書を作成しなければならないが、平成23年度および平成24年度高松市産業医業務委託契約書については、受託者（高松市民病院事業管理者）の押印がされていないので、今後は、同規定により適正に事務処理されたい。

(市民病院事務局総務課)

エ 特定の随意契約に係る公表をすべきもの

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号の規定による随意契約を行う場合は、高松市契約規則第17条の3の規定を準用し、契約内容等を公表しなければならないが、社団法人高松市シルバー人材センターとの高松市民病院屋外（外周り）清掃業務委託および高松市民病院香西公舎除草業務に係る随意契約については、公表が行われていないので、今後、同種の契約を締結する場合には、適正に事務処理されたい。

(市民病院事務局総務課)

オ 発注簿（工事用）の事務処理を適正にすべきもの

高松市病院局発注簿等財務処理要領第5項に規定する発注簿（工事用）には、発注日等適正な処理日を記入し、同要領第8項の規定により管理台帳を定め、作成した発注簿等の内容が管理台帳に正しく記載されていること等を確認し、また、定期的に管理台帳の記載内容に不備や処理に遅滞がないこと等を点検し、これに関する発注簿等の主要記載事項と照合しなければならないが、平成23年度にお

ける市民病院分娩室トイレ配水管詰まり修繕工事の発注簿については、工事発注起案日と工事発注日が逆転して記載され、また、東館検査室補修工事の発注簿については見積徴取日と工事発注日が逆転して記載され、同工事の管理台帳についても工事発注日が発注簿の記載内容と合致していないものとなっているなど、発注簿等に係る財務処理が適正に行われていないので、今後は、同処理要領の規定に基づき、発注簿等および管理台帳の的確な運用を行うとともに、適正に事務処理されたい。

(市民病院事務局総務課)

カ 学会等参加費に係る支出事務を適正にすべきもの

高松市職員等の旅費に関する条例第6条第1項の規定では、旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当および扶養親族移転料とされているが、医師の学会等参加負担金等については、同条例に定める旅費に該当していないにもかかわらず、平成24年度から旅費として計上しているため、今後は、適正な科目から支出されたい。

(市民病院事務局総務課)

キ 見積徴取伺決裁に係る事務処理を適正にすべきもの

平成23年2月28日付け高契号外財務部長、会計管理者通知「執行伺、契約事務等の取扱いについて（通知）」により、指名競争入札または随意契約に係る執行伺・指名通知等における規定例では、予定金額が500万円未満で契約保証金または連帯保証人がいずれも不要の場合は、履行保証としてその旨を表記するとともに、高松市契約規則第24条各号を適用した契約保証金免除の根拠規定の記載が必要とされているが、高松市新病院整備に伴う新病院整備地内既存施設アスベスト検査業務委託の見積徴取伺決裁については、契約保証金、連帯保証人がいずれも不要となっているにもかかわらず、従前の表記となっており、また、高松市新病院整備に伴う土地分筆登記業務委託および高松市新病院整備に伴う用地測量業務委託の見積徴取伺決裁については、契約保証金免除の根拠規定の記載がない

ものとなっているので、今後、同種の伺決裁を起案する場合には、適正な表記を行われたい。

(新病院整備課)

## 2 監査の結果に付する監査委員の意見

### (1) 休日勤務・時間外勤務命令書に係る事務処理について

市民病院における休日勤務・時間外勤務命令書に係る事務処理については、実績確認等を従来どおり紙帳票で行っているため、支給割合の認定を誤って合計欄に記載しているものや、支給割合ごとの合計回数の記載が分かりづらいものがあり、時間外勤務手当等の算定根拠書類として客観性に欠けると思われるので、休日勤務・時間外勤務命令書の様式を見直すなど、適正な事務処理に努められたい。

(市民病院事務局総務課)

## 第2 環境局定期監査の結果に関する報告および意見

### 1 監査の結果に関する報告

#### (1) 監査の対象および期間

平成23年度および平成24年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対 象		期 間
部 局	事 務	
環境局	環境総務課 (地球温暖化対策室) 環境保全推進課 環境指導課 (適正処理対策室) 環境業務課 環境施設対策課 南部クリーンセンター 西部クリーンセンター 衛生処理センター	平成23年度および 平成24年4月1日 から同年9月26日 までの行政事務の執 行および財務に関す る事務の執行

#### (2) 監査の方法

平成23年度および平成24年度の行政事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）および第15項（組織および運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

#### (3) 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第

1 2 項の規定により，その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも，法令等を遵守し，より一層，厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか，監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 見積徴取伺決裁等に係る事務処理を適正にすべきもの

平成23年2月28日付け高契号外財務部長，会計管理者通知「執行伺，契約事務等の取扱いについて（通知）」により，指名競争入札または随意契約に係る執行伺・指名通知等における規定例が示されているが，環境総務課のごみ減量ハンドブック作成業務委託団体との委託契約に係る執行伺決裁ならびに環境総務課地球温暖化対策室の地球温暖化対策に関するパネル等作成業務委託，環境指導課の平成24年度有害大気汚染物質検査業務委託，環境指導課適正処理対策室の不法投棄対策用監視カメラ設置業務委託，環境施設対策課の平成23年度香川埋立処分地除草清掃業務委託および南部クリーンセンターの平成24年度南部クリーンセンター祝日等ごみ受入業務委託に係る見積徴取伺決裁では，連帯保証人に関して従前の表記となっているので，今後，同種の伺決裁を起案する場合には，適正な表記を行われたい。

（環境総務課，環境総務課地球温暖化対策室，環境指導課，環境指導課適正処理対策室，環境施設対策課，南部クリーンセンター）

イ 発注簿等の事務処理を適正にすべきもの

発注簿等財務処理要領第6項に規定する発注簿（物品購入用）には，発注日および兼命令処理日を正しく記入しなければならないが，環境保全推進課の紙スーパークリップ購入代および環境業務課のポリバケツ購入代については，発注日等の記載がないものや，誤った表記がされているもの，また，西部クリーンセンターの破碎施設維持管理用消耗品購入代については，見積書に日付の記載がなく，見積徴取日が確認できないものとなっているので，今後，同種の発注

を行う場合には、同項の規定により適正に事務処理されたい。

(環境保全推進課，環境業務課，西部クリーンセンター)

ウ 業務委託契約書の作成を適正にすべきもの

平成24年度ごみ減量ハンドブック作成等業務委託契約書では、再委託等の禁止に関して記載している条項間で、整合性が取れていないものが見受けられたので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、条項間で内容に矛盾が生じないように、適正な契約書を作成されたい。

(環境総務課)

エ 発注簿等の確認に係る審査出納員の事務処理を適正にすべきもの

高松市出納員規則第2条では、会計管理者は、主管の長を審査出納員とし、支出負担行為の確認のうち所管事務に係る発注簿等の確認の事務を委任すると規定しているが、7月分消耗品購入代に係る発注簿については、兼命令起票日欄の日付と支出負担行為兼支出命令書の起案日の日付が合致していないので、今後は、発注簿等の確認に係る審査出納員としての事務処理を適正に行われたい。

(環境保全推進課)

オ 委託契約に係る事務処理を適正にすべきもの

高松市定期収集家庭ごみ処理手数料の収納事務の委託に関する要綱第2条第1項第3号により、収納事務の委託については、市税の納付確認を行った上で委託契約を締結しなければならないが、平成23年度および平成24年度の同契約については、納税確認がなされていないまま、委託契約を締結している場合が見受けられたので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、適正に事務処理されたい。

(環境保全推進課)

カ 概算払を受けた旅費の精算を適正にすべきもの

高松市会計規則第80条では、概算払を受けた者は、概算払の精算票に証書類を添えて精算することと規定し、旅費計算の手引では、概算払を受けた航空賃に係る精算時の書類として精算命令書、領収

書等を貼付した所定の精算書，出張命令簿が必要とされているが，全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議用務の県外出張においては，航空機を利用しているにもかかわらず，精算書が添付されていないので，今後，同種の事務処理をする場合には，これらの規定により，適正に事務処理されたい。

(環境指導課)

キ 支出負担行為兼支出命令に係る事務処理を適正にすべきもの

高松市会計規則第52条および別表第1第11項ならびに高松市発注簿等財務処理要領第9項の規定により，契約金額が少額である消耗品費，印刷製本費，修繕料等については，発注簿等を添付文書管理票により支出負担行為兼支出命令の添付文書としなければならないが，ごみ収集車に係る付属部品および消耗品の購入代の支出については，発注簿等が添付されていないものが見受けられたので，今後は，これらの規定により適正に事務処理されたい。

(環境業務課)

ク 緊急工事に係る事務処理を適正にすべきもの

高松市緊急工事事務処理要領第2条に，「緊急工事」とは，その施行理由に係る事実を緊急工事担当課の職員が確知した日（以下「確知日」という。）から原則3日以内に工事（準備工を含む。）に着手する必要があるものと定義され，また，発注簿等財務処理要領第4項第9号では，1者随意契約による工事にあつては，支出負担行為兼支出命令の起案および回議に当たって，着手前の工事写真に写し込まれた撮影日が確知日から3日以内であることを確認しなければならず，4日以上経過している場合は，理由書が添付され，決裁者の承認があることを確認しなければならないと定めているが，男木公衆便所浄化槽放流ポンプ取替工事に係る事務処理については，撮影日が確知日から4日後となっており，その理由書も添付されていないものとなっているので，今後，同種の緊急工事を発注する場合には，これらの規定により，適正に事務処理されたい。

(環境施設対策課)

ケ 単価契約に係る執行伺の財政審査を適正にすべきもの

高松市文書規程第16条別表第2第3項第12号エでは、委託料については、財政課長およびその指名する職員の審査を受けなければならないと規定し、文書法制事務の手引第2章第2節第7項では、単価契約に係るものは、実施・見積徴取決裁と単価契約締結決裁の両決裁をもって執行伺とする旨規定しているが、平成24年度南部クリーンセンター祝日等搬入に伴う管理運営業務委託事業契約（単価契約）の執行伺のうち、単価契約締結伺決裁は、財政課の審査を受けていないので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、適正に事務処理されたい。

（南部クリーンセンター）

コ 業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの

平成24年2月1日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により、業務委託については、適正な労働条件の確保の観点から、その仕様書に労働関係法規の遵守および適正な労働条件の確保についての事項を加えなければならないが、平成24年度南部クリーンセンターほか2件廃タイヤ等リサイクル業務委託契約の仕様書には、これらの事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。

（南部クリーンセンター）

## 2 監査の結果に付する監査委員の意見

### （1）手数料の収納事務の委託に関する事務処理について

高松市臨時・粗大ごみ処理手数料の収納事務の委託に関する要綱第6条では、受託者は翌月の5日までに毎月の処理シールの交付実績を臨時・粗大ごみ処理シール交付実績報告書により、市長および会計管理者に報告しなければならないと定めているが、その提出期限が守られていないものが見受けられたので、今後は、現状に即した要綱の見直しも検討するなど、適正な契約事務処理に努められたい。

（環境業務課）